

内閣府副大臣

岡田 広 様

国の施策等に関する 提案・要望書

(平成26年7月)

鳥取県自治体代表者会議
鳥取県地方分権推進連盟

鳥	取	県	知	事	平	井	伸	治
鳥	取	県	議	会	野	田	田	修
鳥	取	県	市	長	深	澤	義	彦
鳥	取	県	市	議	渡	辺	穰	爾
鳥	取	県	町	村	松	本	昭	夫
鳥	取	県	町	村	佐	々	木	秀
鳥	取	県	議	会	議	長	会	長

子ども・子育て支援新制度などの少子化対策の充実について

《提案・要望の内容》

○ 子ども・子育て支援新制度の開始が平成27年4月1日に正式決定されたが、円滑な制度の開始に向けて、次の点を要望する。

① 子ども・子育て支援新制度の目的である幼児教育、保育、子育て支援の量的拡充と質の改善が共に実現されるために必要となる総額を確保すること。

財源の目処が立たず、当面0.7兆円の範囲には含まれていない「質の改善」事項のうち、特に以下の項目を要望する。

- ・ 1歳児の保育士配置の改善（6：1⇒5：1）※当県では、平成14年から4.5：1の加配を支援
- ・ 私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与改善（+5%） ※+3%に留まる見込み。
- ・ 放課後児童クラブの常勤職員の処遇改善
※当県では、平成26年度から放課後児童指導員の資格を持つ者の給与改善に対して支援
→保育士及び放課後児童クラブ指導員の給与改善及び処遇改善は、保育士等の人材不足の解消に直接効果があり、量的拡充の実現にも不可欠である。

② 未だに公布されていない政省令や通知等の内容を早急に固め、県・市町村に周知するとともに、国においても事業者や保護者等に向けて適切な広報及び情報提供を行うこと。

現時点においても制度の内容が不確定なため、県・市町村の準備作業も遅れを解消できる目処が立っていない。

③ 公定価格の単価及びその詳細（保育料軽減策等）の早期確定を行うこと。さらに消費増税が満年度化する平成29年度前においても、公定価格を圧縮することなく財源を確実に確保すること。これが確保できず、県・市町村が負担することとなる場合には、交付税等による財源措置を確実にすること。

先般示された公定価格は仮単価であり、またその詳細（保育料軽減策、加算措置等）が不明なため、事業者や保護者の不安の声が届いている。また、公定価格は市町村の保育料の設定に大きく影響する。

④ 保護者の経済的負担を軽減するため、国が定める保育料基準額、放課後児童クラブの保護者負担割合を引き下げること。

○ 各地域が、出会いから妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援を地域の実情に応じて実施できるよう、地域少子化対策強化交付金を恒久的な事業として確立するとともに、交付額の拡大と柔軟な制度運用を行うこと。

【柔軟でない採択基準】

① 婚活イベントなど出会いにつながる事業は対象外

本交付金では、地方公共団体が少子化対策として最も行いたい出会いの機会づくりを目的とした事業は対象外となっている。

② 事業の先駆性

他の自治体で効果の出ている事業について実施したくとも「他の自治体の事業にならった当該自治体では初の取組」というだけでは先駆的とは判断されず、地域の独自性を加えたものでない場合、採択の可能性が低い。

<参考>

1 新制度における「量的拡充」と「質の改善」

区分	1兆円超ベース（A）	0.7兆円ベース（B）	差引（B）－（A）
量的拡充	4,068億円	4,068億円	0億円
質の改善	6,505億円	3,003億円	△3,502億円
計	1兆573億円	7,071億円	△3,502億円

7千億円以外の財源が確保されないと質の改善効果は薄くなる

<「質の改善」において先送り候補となっている主な項目>

○職員配置の改善

年齢	現状	目標	備考
0歳児	3:1	3:1	—
1歳児	6:1	5:1	先送り（鳥取県ではH14から単県で4.5:1を実施）
2歳児		6:1	—
3歳児	20:1	15:1	実施（鳥取県ではH25から単県で15:1を実施）
4歳児	30:1	25:1	先送り
5歳児			

○その他

項目	目標	実施見込
職員給与の改善	+5%	+3%（2%先送り）
延長保育の充実	延長保育基本分の給付化	先送り
放課後児童クラブの充実	常勤職員の処遇改善	先送り

2 地域少子化対策強化交付金（平成25年度補正予算）

結婚、妊娠・出産、子育ての一貫した「切れ目のない支援」を行うことを目的に、地域の実情に応じたニーズに対応する地域独自の先駆的な取組を行う地方公共団体を支援する。

※補助率：10/10・交付上限：都道府県4000万円、市区町村800万円

(1) 1次募集事業に係る採択状況

1次募集事業での採択率は、当県全体で42%、市町村に至っては、13%と厳しいものとなっている。

《1次募集事業の鳥取県の採択状況》（単位：円）

区分	当初申請額	内示額	採択率
県	40,000,000	28,970,000	72%
市町村	42,988,564	5,595,000	13%
計	82,988,564	34,565,000	42%

(2) 子育て同盟での要望

地域少子化対策強化交付金の継続・拡大等については、子育て同盟としても、加盟11県の総意の最重点事項として要望する。

※ 子育て同盟

少子化問題に危機感を持ち、子育て支援施策に意欲的に取り組む10県（宮城県、長野県、三重県、鳥取県、岡山県、広島県、徳島県、高知県、佐賀県、宮崎県）による「子育て同盟」（発起人：鳥取県知事）が平成25年4月9日に発足。平成26年5月31日開催の「子育て同盟サミット in ながの」で山口県が新たに加盟。

手話言語法(仮称)の制定について

《提案・要望の内容》

○手話言語法(仮称)を制定すること。

これにより難しい場合であっても、少なくとも障がい者のコミュニケーションを保障する法律を制定すること。

※既に、障害者基本法において手話が言語であることは明確に位置付けられているが、音声言語中心の現代社会をろう者が暮らしやすい社会へと変革する推進力としては不十分である。

※鳥取県においては、平成25年10月に「鳥取県手話言語条例」を制定。その後、北海道石狩市、北海道新得町、三重県松阪市、佐賀県嬉野市においても同様の条例が制定されたほか、手話言語法制定を求める意見書が多く地方議会で採択されるなど、国内的にも手話言語法(仮称)制定に向けた萌芽が表れてきている。

※手話言語法(仮称)の制定に当たっては、手話の重い歴史を踏まえつつ、ろう者、手話通訳者、事業者、行政機関等の意見を聴きながら検討することが必要である。

※音声や文字表記等による意思疎通が困難な障がい者は、これらに代えて、手話、筆記、点字、触覚等を使用して意思疎通を図るが、このような障がい特性について、社会の理解や配慮は十分とは言えないのが実態。

※情報アクセス及びコミュニケーションの保障は、障がい者が社会参加する上での基盤となるものであり、法整備が必要である。

＜参考：本県の取組＞

1. 鳥取県手話言語条例の制定

○平成25年10月、鳥取県議会において「鳥取県手話言語条例」が全会一致で可決・成立。

○手話を言語として正面から認めた条例は全国初。

○可決日にはその瞬間に立ち会おうと、全国から100人近いろう者・関係者が県議会に集結。



2. ICTを活用した遠隔手話通訳サービスモデル事業

○タブレット型端末のテレビ電話機能を通じ、手話通訳者(手話通訳センターに常駐)が画面越しにろう者と聞こえる人との手話通訳を行い、ろう者と聞こえる人のコミュニケーションをサポートする仕組み。

○県内18名のろう者をモニターとして、ニーズ調査も兼ねてモデル的に実施。

○本事業で使用するタブレット型端末には購入費助成制度を設定。(9割助成)

○鳥取方式では、行政等の窓口で端末を設置するだけでなく、個々のろう者が所有する端末からもセンターへアクセスできるため、「いつでも、どこでも、気軽に」手話通訳を受けることが可能。

3. 情報アクセス・コミュニケーション支援

○鳥取県においては、「鳥取県手話言語条例」の制定による手話の取組にとどまらず、これをさらに広げ、情報アクセス及びコミュニケーションに関する支援についても取組を強化しているところ。